

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 加盟機関施設の相互利用にかかる使用基準要綱

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「さがまちコンソーシアム」という。）が実施する事業において、加盟会員（以下「各機関」という。）の施設を相互利用することによって、さがまちコンソーシアム事業の一層の促進、発展を図ることを目的とする。

(施設の定義)

第 2 条 施設とは、各機関の有する施設又は設備（以下「施設等」という。）とし、各機関が提供できる範囲内のものとする。

(利用の範囲)

第 3 条 施設等の利用は、さがまちコンソーシアムが実施する事業に必要な施設等とする。

(施設等の利用調整)

第 4 条 各機関の施設等の利用を希望する者は、事業実施 2 か月前までに、さがまちコンソーシアム事務局（以下「事務局」という。）に加盟機関施設等利用申請書（様式 1）を提出するものとする。

2 事務局は、当該利用申請書にもとづいて、該当施設を有する各機関と利用の可否について調整を行う。

3 事務局は、提出された当該利用申請書に施設等の利用の可否の結果を記入して、提出者に通知する。

(利用手続き)

第 5 条 利用の手続きは、事務局に提出された加盟機関施設等利用申請書（様式 1）に基づき、事務局が次のいずれかの方法によって利用手続きを行う。

(1) 提供機関の所定用紙によって申請する。

(2) 提供機関が代わって申請する。

(施設等の利用)

第 6 条 施設等の利用をしようとする者は、施設等を提供する機関の使用基準の定めに従い、利用する。

(施設等の利用料)

第 7 条 利用料は、原則として無料とする。ただし、施設等を提供する機関の定めにより有料となる場合はこの限りではない。

(その他)

第 8 条 施設等の提供を受けた利用者は、提供機関の指示に従うとともに善良なる管理者をもって施設等を利用する。

附則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。